

諮問実施機関：熊本県知事
諮問日：令和2年（2020年）8月24日（諮問第207号）
答申日：令和3年（2021年）4月30日（答申第166号）
事案名：熊本県情報公開審査会の答申（平成28年3月28日付け答申第121号）における実施機関の説明内容の判断が分かる文書等に関する不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、熊本県情報公開審査会の答申における実施機関の説明内容の判断が分かる文書等について、令和2年（2020年）4月10日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 令和2年（2020年）2月27日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の開示請求を行った。

熊本県知事（実施機関）の諮問（水俣病関係訴訟の上告受理に当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の記載事項に係る「根拠資料」等の不開示決定に関する件）に対する熊本県情報公開審査会の答申（平成28年3月28日答申第121号）（以下「答申第121号」という。）において、熊本県が「心因性や作為性」といった不適切な表現を用いたことに関して、実施機関は「『心因性や作為性』との記載は、本件訴訟に係る認定申請者について述べたものではなく、一般に、感覚障害の原因の判断が困難であることを説明するために、県の主張として記載したものであり、実際に感覚障害の検査を行う際は、本人の応答に頼らざるを得ないところもあり、心因性や作為性によって違う判断が出る可能性もあるということが専門書等にも書かれていることから、当該表現を用いたもの」とした。

- ① 実施機関がいう「本件訴訟に係る認定申請者について述べたものではなく、一般に、感覚障害の原因の判断が困難であることを説明するため」との、この原因の判断が困難とはどういうものなのか。この判断が分かる文書。（以下「本件請求文書①」という。）
- ② また、「心因性や作為性によって違う判断が出る」との、この違う判断とはどういうものなのか。この判断が分かる文書。（以下「本件請求文書②」という。）
- ③ 「専門書」（医学書）の名称。（以下「本件請求文書③」という。）
- ④ 「専門書等」の「等」には、どのようなものがあるのか。この等が分かる文書。（以下「本件請求文書④」という。）

⑤ ③の専門家は、水俣病に関してどのくらいの学識をもった者なのか。
この学識が分かる文書。(以下「本件請求文書⑤」という。)

- 2 令和2年(2020年)4月10日、実施機関は、本件請求文書①②⑤については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行い、本件請求文書③④については、対象となる行政文書を特定し全部開示決定を行った。
- 3 令和2年(2020年)6月29日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和2年(2020年)8月24日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

- (ア) 「上告受理申立て理由書」中に記載された「心因性や作為性」が、本件〇〇訴訟に係る〇〇氏(本件決定申請者)について述べたものではなくて、感覚障害の原因の判断が困難なことを説明するためのものであっても、熊本県は公的検診として、実施機関がいう「本人の応答に頼らざるを得ない」とされる、検診医が水俣病認定申請者の感覚障害の検査を行っているのだから、同県は当該感覚障害の原因の判断が困難なことを知り得る立場にいたので、当然、実施機関が不存在による不開示とした原因の判断が困難に関する行政文書は存在したはずなので、これを特定し、開示することを求める。
- (イ) 「心因性や作為性によって違う判断ができる」とのことが、医学的にコンセンサスを得たものであっても、この不適切な表現によってどのような判断が出るのかが分からなければ、「上告受理申立て理由書」に記載する意味がないのだから、当然、実施機関が不存在による不開示とした違う判断に関する行政文書は存在したはずなので、これを特定し、開示することを求める。
- (ウ) 熊本県が「上告受理申立て理由書」に用いるほどの重要な医学書ならば、当然、実施機関が不存在による不開示とした学識に関する行政文書は存在したはずであって、そうでなければ、当該医学書を用いた意味はないのだから、これを特定し、開示することを求める。

(2) 反論書

(ア) 心因性や作為性によって違う判断が出る可能性があることが専門書に書かれていようが、熊本県は公的検診として、実施機関がいう「本人の応答に頼らざるを得ない」とされる、検診医が認定申請者の感覚障害の検査を行っているのだから、同県は当該判断が出る可能性を知り得る立場にいますので、当然、本件開示請求①に関する行政文書は存在したはずであって、そうでなければ、当該検査は信頼性に欠けた杜撰なものであるのだから、当該弁明は同機関の情報隠しである。

(イ) 「心因性や作為性」との不適切な表現が、医学的にコンセンサスを得たものならば、実施機関は当該コンセンサスが得られた証拠(文書)を明らかにすべきであって、それが抜け落ちているのだから、審査請求人は当該弁明に不合理な点を感じるのである。

(ウ) 医学書の執筆者の学識について、実施機関は当該医学書を調べてみれば分かることなので、当該弁明は同機関の怠慢を示したものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると次のとおりである。

1 本件請求文書①について

一般的に、感覚障害の原因の判断が困難とはどういうものかについて、答申第121号の5ページに記載(実際に感覚障害の検査を行う際は、本人の応答に頼らざるを得ないところもあり、心因性や作為性によって違う判断が出る可能性もあるということが専門書等にも書かれていること)しており、その他にこれを説明する文書は作成又は取得していない。

2 本件請求文書②について

医学書に書かれているような、医学的にコンセンサスが得られている表現であり、「心因性や作為性によって違う判断が出る」を説明する文書は作成又は取得していない。

3 本件請求文書⑤について

医学書の執筆者の学識について、説明する文書は作成又は取得していない。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

(1) 本件請求文書①②について

実施機関によれば、本件請求文書①②において記載されている「感覚障害の原因の判断が困難」及び「心因性や作為性によって違う判断が出る」との文言は、答申第121号から引用されたものであるが、当該文言は審議会の説明聴取において、委員からの質問に対して口頭で説明を行った内容であり、その意味を説明する文書は作成又は取得していないとのことであった。

答申第121号の該当箇所を確認したところ、当該文言は、水俣病関係訴訟における上告受理申立て理由書に「心因性や作為性」と記載した趣旨を実施機関が審議会に対して説明した文言であり、当該文言を更に説明する文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張について、特段不自然、不合理な点は認められない。

(2) 本件請求文書⑤について

審査請求人は、医学書の執筆者の学識は本件請求文書③に係る医学書を調べてみれば分かるため、本件請求文書⑤に関する行政文書は存在する旨主張する。

しかし、実施機関によれば、当該医学書には、著者の略歴に係る記載はあるが、当該略歴に係る部分を引用した文書の作成又は内部用の複写・保管はないとのことであり、本件請求文書⑤について作成又は取得していないとする実施機関の主張について、特段不自然、不合理な点は認められない。

なお、当該医学書は書籍であるため、当該医学書自体は条例第2条第2項に規定する行政文書には該当しない。

2 結論

以上により、冒頭の「第1審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議の経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和2年（2020年）8月24日	・ 諮問（第207号）
令和2年（2020年）12月23日	・ 審議
令和3年（2021年）2月24日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和3年（2021年）3月24日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓

会長職務代理者 徳永 達哉

委 員 井寺 美穂

(令和3年3月31日まで)

委 員 甲斐 郁子

委 員 詫間 幸江